第31号議案

尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例 を定める条例の制定について

尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月13日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、本市元職員による公金詐取に対して謝罪し、社会的信用の回復に資するよう、市長及び副市長の給料月額を減額するため必要があるからである。

尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例 を定める条例

令和5年8月1日から同年10月31日までの間に係る市長及び副市長の給料月額は、尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和53年条例第17号)第3条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年10月31日限り、その効力を失う。